

危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

検討を進めるに当たっての論点の整理

第1回検討会の議論を踏まえ、以下の3つに分けて今後議論を進めてはどうか。

1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

＜検討の論点＞

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 個人事業者自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方
- ・ 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

＜検討の論点＞

- ・ 労働者について危険有害性が確認され、また災害が発生した実態等を踏まえ、現在労働者保護規定が設けられている機械、作業等については、同じ機械、作業等に係る個人事業者等にも同様の危険有害性があること等から、その安全確保の観点からも、当該保護規定を踏まえた規制等を検討する必要があるのではないか。

※最高裁判決においても、物の危険性及び場の危険性に着目した規制は、労働者以外も保護する規定と判示。（物の危険性、場所の危険性に着目した規制としては、安衛法20条等がある。）

3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

＜検討の論点＞

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

安衛法第22条と同様の構造の条文の検討に当たっての論点

- 法22条と同様の構造の条文として、労働者と同等の措置を省令で規定する必要性の有無を検討するのは、基本的に20条、21条、25条としてはどうか。
 - ※ 法22条に基づく省令の改正の際、基本的に設備の設置については、労働者に対する措置義務の効果が個人事業者にも及ぶものとして、個人事業者を明示的に対象とする改正は行わなかった。
 - ※ 法23条に基づく省令としては、作業場に設置する通路等、照明等設備の設置に関するものが多いが、個人事業者を明示的に対象とする必要のある規定がないか精査する必要がある。
 - ※ 法24条に基づく省令は現在なく、個人事業者について労働者と同等の措置を講ずるという観点からは、検討すべき事項（省令）はない。
- 最高裁判決では、物の危険性や場所の危険性については、労働者以外についても保護する趣旨との考え方が示されているが、物や場所の危険性に関し、労働者保護の観点から危害防止措置が設けられている法22条に関連する省令は、労働者以外に対しても労働者と同様の保護措置を行うことを事業者に義務付けたところ、20条等については、どのように取り扱うべきか。20条等に基づく省令は、当該作業等に関して労働者に危険が及ぶおそれがあることから定められているところであり、同様の危険は同じ作業等を行う個人事業者等にも及ぶと考えられるのではないか。
- 法22条の対象となる原材料等の有害物と、法20条の対象となる機械、爆発性の物、電気等の危険物、法21条の対象となる掘削等の特定の作業や特定の危険な場所とで、労働者以外の保護措置について、異なる取扱いが必要となる点はあるか。
- 上記のほか、検討に当たって特に留意すべき点はあるか。

第2回検討会における主な意見 – 【論点2】関係

第2回検討会では、資料でお示した論点について合意が得られたが、各委員が以下のようなコメントがあったため、今後の検討において対応することとしたい。

- **法第21条の土砂崩壊危険場所について、崩壊のおそれを判断するのは誰か。**
 - ⇒ 法第21条も含め「論点2」は事業者対策。事業者では知り得ないリスクを発注者が生み出しているような場合の対策については「論点1」にて対応。
- **最高裁判決の射程を超えて本検討会で議論する必要があるのか。**
 - ⇒ 最高裁判決を踏まえたものは省令改正にて措置済み。今回は省令改正に係る安全衛生分科会での議論において、別途、検討の場を設けて議論すべきとの指摘があった事項に対応するもの。
- **有害な作業場で作業する者の健康を守るという観点では、事業者による保護具着用の「周知」だけでは不十分なのではないか。**
 - ⇒ 指揮命令関係がない者への着用義務を事業者に課すことは困難と整理。保護具着用の実効性を高める方策については、個人事業者自身の対策として「論点1」にて対応。
- **情報連携について。特定元方と作業者間での連携規定はあるが、対象業務を広げていくことも視野にいれてもよいのではないか。**
 - ⇒ 「論点2」は個々の事業者における対応、作業者間の連携規定については「論点1」にて対応。

具体的な改正方針（続き）

① 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	請負人に対する措置 (新たに追加する規定内容)
有害物の発散防止の装置等の稼働	作業中に稼働させる義務	請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等 配慮する義務
マスク等の保護具の使用	保護具を使用させる義務	保護具の使用が必要である旨を 周知する義務
安全確保のための作業方法の遵守	作業方法を遵守させる義務	作業方法の遵守が必要である旨を 周知する義務
作業終了時の身体の汚染除去等	汚染を除去させる義務	汚染除去が必要である旨を 周知する義務

請負人に指揮命令は
できないため周知義務

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方など）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置 (新たに追加する規定内容)
危険箇所への立入禁止	立入を禁止する義務	立入を禁止する義務
特定の場所での喫煙・飲食禁止	喫煙・飲食を禁止する義務	喫煙・飲食を禁止する義務
危険性等に関する掲示	掲示して知らせる義務	掲示して知らせる義務
事故発生時の退避	退避させる義務	退避させる義務

具体的な改正方針のカテゴリー分け

A 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	請負人に対する措置 (新たに追加する規定内容)
機械・設備等の設置	機械・設備等を設置する義務、設置する機械・設備等の備えるべきハード要件	Ⅰ 請負人にも効果が及ぶことが明らかであるため 明示的な改正は不要
機械・設備等の稼働	作業中に稼働させる義務	Ⅱ 請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等配慮する義務
要求性能墜落制止用器具（安全帯）等の使用	保護具を使用させる義務	Ⅲ 保護具の使用が必要である旨を周知する義務
安全確保のための作業方法の遵守	作業方法を遵守させる義務	Ⅳ 作業方法の遵守が必要である旨を周知する義務
作業服等に帯電した静電気の除去等	静電気の除去等を行わせる義務	Ⅴ 静電気の除去等が必要である旨を周知する義務

請負人に指揮命令はできないため周知義務

B 同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方など）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	同じ作業場所にいる労働者以外の者 に対する措置（新たに追加する規定内容）
危険箇所への立入禁止	立入を禁止する義務	Ⅰ 立入を禁止する義務
特定の場所での喫煙等の禁止	喫煙等を禁止する義務	Ⅱ 喫煙等を禁止する義務
危険性等に関する掲示	掲示して知らせる義務	Ⅲ 掲示して知らせる義務
事故発生時等の退避	退避させる義務	Ⅳ 退避させる義務

作業場所について管理する権原を有するため禁止等義務

※ 特定行為の禁止、退避、立入禁止等の措置については、労働者以外の者にも遵守義務（罰則なし）を設ける。

検討対象となる厚生労働省令の概要

第20条関係

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

《検討対象》

労働安全衛生規則

第1編「総則」のうち、構造機規格を具備する機械の使用等に関する規定

第2編「安全基準」のうち、機械や足場、爆発火災、電気による危険に関する規定

ボイラー及び圧力容器安全規則

ボイラー第一種圧力容器等の据付けやその取扱い、補修等に関する規定

クレーン等安全規則

クレーンや移動式クレーンの使用時の制限や運転時の合図、強風時の対応等に関する規定

ゴンドラ安全規則

ゴンドラの使用時の制限や操作時の合図、悪天候時の対応等に関する規定

《典型的な条文例》

○ ベルトの切断による危険の防止【法第20条関係／安衛則】

（ベルトの切断による危険の防止）

第一百二条 事業者は、通路又は作業箇所の上にあるベルトで、プーリー間の距離が三メートル以上、幅が十五センチメートル以上及び速度が毎秒十メートル以上であるものには、その下方に囲いを設けなければならない。

○ 走行クレーン等を設置する場合の建設物等との間に設ける歩道の幅【法第20条関係／クレーン則】

（建設物等との間の歩道）

第十四条 事業者は、走行クレーン又は旋回クレーンと建設物又は設備との間に歩道を設けるときは、その幅を○・六メートル以上としなければならない。ただし、当該歩道のうち建設物の柱に接する部分については、○・四メートル以上とすることができる。

第21条関係

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止する為必要な措置を講じなければならない。

《検討対象》

【第1項関係】

労働安全衛生規則

第2編「安全基準」のうち、地山の掘削作業や採石作業、荷役作業、伐木作業、建築物の組立・解体作業などの危険に関する規定

【第2項関係】

労働安全衛生規則

第2編「安全基準」のうち、高所からの墜落や飛来、崩壊等による危険、土石流による危険に関する規定

《典型的な条文例》

○ 地中工作物の破損による危険の防止【法第21条第1項関係／安衛則】

（掘削機械等の使用禁止）

第三百六十三条 事業者は、明り掘削の作業を行なう場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管、地中電線路その他地下に存する工作物の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、これらの機械を使用してはならない。

○ 高さ2メートル以上の箇所における作業床の設置等【法第21条第2項関係／安衛則】

（作業床の設置等）

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 （略）

第23条関係

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

《検討対象》

労働安全衛生規則

第2編「安全基準」のうち、通路や通路の照明、作業場の床面、警報設備、避難用の出入口等に関する規定

事務所衛生基準規則

室の気積や温度、空調、照度、騒音・振動、給排水、トイレ、休養室など事務室の環境全般に関する規定

《典型的な条用例》

○ 作業場の照度【法第23条関係／安衛則】

（照度）

第六百四条 事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じ、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料を取り扱う作業場、坑内の作業場その他特殊な作業を行う場所については、この限りでない。（表略）

○ 作業室の気積【法第23条関係／事務所則】

（気積）

第二条 事業者は、労働者を常時就業させる室（以下「室」という。）の気積を、設備の占める容積及び床面から四メートルを超える高さにある空間を除き、労働者一人について、十立方メートル以上としなければならない。

第24条関係

第二十四条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

《検討対象》

関係する省令上の条文が未制定のため該当なし

第25条関係

第二十五条 事業者は、労働災害の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

《検討対象》

労働安全衛生規則

第2編「安全基準」のうち、危険物の大量漏洩やトンネル工事における落盤、出水等による危険があるときの作業中止及び退避に関する規定

※ 法第22条関係の改正を行った11省令（安衛則については衛生基準関係に限る。）については検討済み。

《典型的な条文例》

○落盤等により労働災害の急迫した危険がある際の退避等【第25条関係／安衛則】

（退避）

第三百八十九条の七 事業者は、ずい道等の建設の作業を行う場合において、落盤、出水等による労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を安全な場所に退避させなければならない。